



社会福祉士科通信課程 募集要項

出願から学習開始までの流れ

入学資格の確認

本課程への入学資格の有無について確認をしてください。
入学要件を満たしていない方は出願できません。



出願区分の選択

推薦出願か一般出願の、どちらかを選択してください。



出願書類の準備

入学要件・出願区分によって提出書類が異なりますのでご確認ください。
出願書類等記入の際は黒ボールペン(鉛筆不可)を使用し、
楷書で丁寧に記入してください。
書類に不備がある場合は受付できませんので、提出前に必ず確認してください。
また、一旦納入された入学選考料は返金できませんので、ご了承ください。



出願書類の提出

入学選考料を振り込み、指定の封筒に必要書類を入れ、
郵便局窓口より「書留」で郵送するか、直接窓口を持参してください。



出願受理・選考試験・結果通知

出願書類を確認後、願書受付票を送付します。
出願区分に合わせた選考試験を実施します。
結果発表日に選考結果を文書で通知します。
電話での合否についてのお問合せには応じられませんので、ご了承ください。



入学手続き 初年度受講料納入

指定日までに入学金を納入してください。
(推薦出願の方は入学金2万円が免除になります)
入学金納入を確認次第、入学許可証を発送します。
指定日までに初年度受講料を納入してください。



開講式 オリエンテーション

2020年4月上旬に、
開講式とオリエンテーションを開催します。(予定)
必ずご参加ください。



学習開始
自身で学習計画を立て、学習をスタートさせます。

出願に年齢制限はありません。20歳代から70歳代までの方が、学んでいます。

募集概要

- 募集定員 80名(男女)
- 募集地域 福島県・宮城県・山形県・茨城県・栃木県 (居住する方が対象)
- 修業年限 1年6ヵ月(4月入学～翌年9月卒業)
- 取得資格 社会福祉士国家試験受験資格

入学要件

- ① 学校教育法に基づく大学を卒業した者。その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者。
※①での出願予定の方は、24日間の相談援助実習を受けていただきますので、出願前に必ず学校へご連絡ください。
- ② 学校教育法に基づく大学を卒業した者。その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者で、1年以上相談援助の業務に従事した者。
※3
- ③ 学校教育法に基づく短期大学(修業年限が3年であるものに限る。)を卒業した者(夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。)その他その者に準ずる者として厚生労働省令で定める者で指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した者。
※3
- ④ 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校(修業年限が2年であるものに限る)を卒業した者。その他その者に準ずる者として厚生労働省令で定める者であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した者。
※2
※3
- ⑤ 指定施設において4年以上相談援助の業務に従事した者。
※3※4

※相談援助の業務とは、指定された施設での相談援助業務のことです。2020年3月31日までに規定の年数を満たす必要があります。

※1 学部学科は問いません。 ※2 高等学校卒業以上を入学対象とする各種学校のことをいいます。

※3 指定施設及び相談援助の業務については、P11～P20の表に掲載しています。 ※4 学歴は問いません。

出願区分・選考方法

書類選考により、入学審査を行います。筆記試験や面接試験はありません。

出願区分	選考方法	適用要件等
推薦出願	書類選考	現在勤務している施設・機関代表者からの推薦 (合格した場合、入学金2万円を免除)
一般出願	小論文(600～800字) 書類選考	—————

願書受付期間・選考日程・結果発表日

願書の受付は、2019年11月1日(金)から開始します。また、受付後一番近い選考日で選考いたします。

	願書受付締切日	選考日	結果発表日
第1回	2019年11月21日(木)	2019年11月23日(土)	2019年11月29日(金)
第2回	2019年12月19日(木)	2019年12月21日(土)	2019年12月24日(火)
第3回	2020年1月23日(木)	2020年1月25日(土)	2020年1月31日(金)
第4回	2020年2月20日(木)	2020年2月22日(土)	2020年2月28日(金)
第5回	2020年3月18日(水)	2020年3月19日(木)	2020年3月21日(土)

※願書受付時間/受付締切日の17:30まで窓口着 窓口受付/9:00～17:30(学校休日は除く)

※願書受付期間中でも定員になり次第、募集を締め切る場合があります。募集終了はホームページでお知らせいたします。

選考結果発表

選考結果は、上記結果発表日に受験者本人宛に郵送にてお知らせいたします。

※選考結果は結果発表日より3日間(当日12:00以降)、本校ホームページでも公表いたします。なお電話での個別の合否お問合せにはお答えできません。

入学手続

- 1.合格者は、本校指定の振込用紙により、指定日までに入学金を納入してください。
 - 2.入学金の納入が確認でき次第、入学許可証を発行いたします。同封の本校指定の振込用紙により、指定日までに初年度受講料を納入してください。
- ※一度納入された入学選考料・入学金・受講料は、原則お返しすることができませんので、よくご検討の上、ご出願ください。ただし、初年度受講料を納入後、開講式前に本校を入学辞退する場合、納入された初年度受講料についてはご返却いたします。詳細につきましては本校事務局へご相談ください。なお、開講式後につきましては理由のいかんを問わず一旦納入された費用の返却はできませんのでご了承ください。

入学金・受講料・教科書代等

	入学金	受講料	教科書代・国試対策代等	計
初年度費用	20,000円	180,000円	約57,000円	約257,000円
次年度(半年間)費用	——	100,000円	約40,000円	約140,000円

※上記費用の他に入学要件①が「学校教育法に基づく大学を卒業した者。その他その者に準ずる者として厚生労働省令で定める者」で入学した方のうち、1年以上の相談援助実務経験がない方は相談援助実習費として、初年度に130,000円が必要となります。

項目	納入期日
入 学 金	結果発表日から10日程度の指定日までに振込
初年度(1年間)受講料	入学許可証発送から1ヵ月程度の指定日までに振込
教科書代全員 相談援助実習費 ※ (※1年以上の相談援助実務経験のない方のみ)	2020年6月初旬(口座引落し)
次年度(半年間)受講料	2021年3月初旬(口座引落し)
次年度国家試験対策講座費用	2021年5月初旬(口座引落し)

※2020年2月・3月の合格者は入学金および初年度受講料の納入時期が早くなります。

学費サポート制度について

FSGカレッジリーグ提携教育ローン **出願前から審査・申込が可能です**

「学費分割払い」を希望される方にオススメ!!

提携会社	オリエントコーポレーション	セディナ	ジャックス
融 資 額	10万円以上最高50万円	5万円以上最高50万円	20万円以上最高50万円
金 利	年率3.5%(固定) 2019年3月1日現在	年率3.5%(固定) 2019年3月1日現在	年率3.5%(固定) 2019年3月1日現在
返済期間	リボ払いのため毎月最低分割支払金額の定めあり。 据置期間含め最長12年2ヵ月、 卒業後8年2ヶ月以内	元本据置期間含む最長120回	元本据置期間含む最長120回
保 証 人	原則不要	原則不要	原則不要
申込アドレス	http://www.fsg-college.jp/orico/fsg.php	http://www.fsg-college.jp/extra/cedina.html	http://www.fsg-college.jp/jaccs/index.html

出願書類は指定の封筒に入れて提出してください。

- ※一旦提出された書類は返却できません。※受付後「願書受付票」によって受付日、受付番号等をお知らせいたします。
- ※出願書類等に虚偽の内容が認められた場合には、合格、入学許可を取り消す場合があります。
- ※記入時は黒のボールペンを使用してください。また、書類のコピーは認めません(コピー不可)。
- ※訂正がある場合は、二重線を引き、訂正印を押してください。

入学願書 A・実務経験申告書(表裏両面)

出願者本人が両面ともすべての欄に記入・捺印してください。氏名は戸籍に基づいて記入してください。

証明写真

縦4.5cm×横3.5cmの写真の裏面に氏名を記入してから、願書写真貼付欄に貼り付けてください。写真は「カラー」「上半身」「脱帽」「出願前3ヶ月以内に撮影したもの」を使用してください。

実務経験証明書 B **自署の箇所がある場合や施設長の印がない場合は無効となります**

入学要件②・③・④・⑤に該当する方は必ず、入学要件に係る実務経験の対象となる施設等および職種で従業していた期間を証明する実務経験証明書を提出してください。提出いただいた実務経験証明書等が旧姓の場合は戸籍抄本を添付してください。

- 2019年4月～2020年3月までに発行されたものを提出願います。(それ以前の古い発行日のものは無効となります)
- 複数の施設等で勤務した場合は「**実務経験証明書**」Bをコピーして、それぞれの施設等ごとに作成を依頼してください。
- 施設等の廃業等により実務経験証明書の提出が困難な場合には、個別に本校へお問合せください。
- 出願時に必要な実務経験従業期間を満たさず、2020年3月31日までに実務経験従業期間を満たす方は、入学後に不足期間分の実務経験証明書の再提出が必要となります。

施設代表者推薦書 C **本人の記入・修正は無効**

推薦出願の方は現在の勤務先より必要事項を記入、法人印または公印を捺印していただき、願書に同封してください。

入学要件に係る学歴の卒業(見込)証明書

入学要件①・②・③・④に該当する方は必ず、卒業(見込)証明書の原本を提出してください。記載の氏名が旧姓の場合は本人と証明するために「戸籍抄本」を添付してください。卒業見込証明書を提出の方は、入学後、改めて卒業証明書を提出していただきます。

願書受付票 D

切手を貼付して、願書受付票送付希望先の住所・氏名を太枠内に記入してください。

入学選考料 10,000円 **入金後、1週間以内にご出願をお願いします**

出願前に入学選考料(10,000円)を金融機関の窓口またはATMよりお振込ください。なお金融機関の窓口でお振込の場合は、添付の「入学選考料振込用紙」をご利用ください。*ATMでお振込の場合、振込人名は、「13」と入力後、出願者氏名を入力してください。

入学選考料 振込受付証明書 貼付票 E

入学選考料をお振込いただきましたら、振込用紙の(A)振込受付証明書(出願書類提出用)またはATM利用明細の原本を貼付票に貼付し、出願書類に同封してください。

小論文(一般出願の方のみ)

一般出願の方は、小論文の提出が必要となります。テーマに沿って、添付の用紙に黒ボールペン(鉛筆不可)を使用し、600字以上800字以内で出願者本人が記入してください。

施設・職種コード 区分2・区分3

実務経験証明書の「施設（事業）等種類」「職種」及び「施設・職種コード」欄には、次のうち該当する「施設種類」「職種」及び「施設・職種コード」を記入してください。

次の施設・事業において福祉に関する相談援助の業務に従事した方は、社会福祉士の受験に必要な実務経験を有するものと認められます。

職種の兼務について

福祉に関する相談援助の業務以外の職種を兼務している場合は、相談援助の業務以外の職種を兼務している事実が辞令によって明確であって、その主たる業務が福祉に関する相談援助の業務である方が対象となります。

児 童 分 野		施設・職種コード	
施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種		
児 童 福 祉 法	児童相談所 1-(2)	児童福祉司	1361
		受付相談員	1362
		相談員	1363
		電話相談員	1364
		児童心理司、心理判定員	1365
		児童指導員	1366
		保育士	1367
	母子生活支援施設 1-(3)	母子支援員、母子指導員	1371
		少年指導員（少年を指導する職員）	1372
		個別対応職員	1373
	児童養護施設 1-(4)	児童指導員	1381
		保育士	1382
		個別対応職員	1383
		家庭支援専門相談員	1384
		職業指導員	1385
		里親支援専門相談員	1386
	障害児入所施設 児童発達支援センター（障害児通所支援事業） 1-(5)	★児童指導員（※2）	1561
		★保育士（※3）	1562
		心理指導担当職員	1563
		児童発達支援管理責任者	1564
	知的障害児施設 （知的障害児施設 自閉症児施設（第一種、第二種）） 2-(32)	★児童指導員（※2）	1391
		★保育士（※3）	1392
	知的障害児通園施設 2-(32)	★児童指導員（※2）	1401
		★保育士（※3）	1402
	盲ろうあ児施設 （盲児施設 ろうあ児施設 難聴幼児通園施設） 2-(32)	★児童指導員（※2）	1411
		★保育士（※3）	1412
	肢体不自由児施設 （肢体不自由児施設 肢体不自由児通園施設 肢体不自由児療護施設） 2-(32)	★児童指導員（※2）	1421
★保育士（※3）		1422	
児童心理治療施設 （旧：情緒障害児短期治療施設） 1-(6)	児童指導員	1431	
	保育士	1432	
	個別対応職員	1433	
	家庭支援専門相談員	1434	
重症心身障害児施設 2-(33)	★児童指導員（※2）	1441	
	★保育士（※3）	1442	
	心理指導員（心理指導を担当する職員）	1443	

児童分野			施設・職種コード	
施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種			
児童福祉法	児童自立支援施設	児童自立支援専門員	1451	
		児童生活支援員	1452	
		個別対応職員	1453	
		家庭支援専門相談員	1454	
		職業指導員	1455	
	児童家庭支援センター	1- (8)	相談員 (児童・母子家庭等に対し、福祉に関する相談・助言を行う職員)	1461
	障害児通所支援事業を行う施設 (児童発達支援センターを除く)	児童発達支援事業を行う施設	★指導員(※1)	1571
			★児童指導員(※2)	1572
			★保育士(※3)	1573
			児童発達支援管理責任者	1574
			★障害福祉サービス経験者(※4)	1575
		機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る)	1576	
		医療型児童発達支援事業を行う施設	★児童指導員(※2)	1572
			★保育士(※3)	1573
			児童発達支援管理責任者	1574
			機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る)	1576
	放課後等デイサービス事業を行う施設	★指導員(※1)	1571	
		★児童指導員(※2)	1572	
		★保育士(※3)	1573	
		児童発達支援管理責任者	1574	
		★障害福祉サービス経験者(※4)	1575	
	機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る)	1576		
	居宅訪問型児童発達支援事業を行う施設	訪問支援員(保育士、児童指導員、心理指導担当者職員に限る)	1577	
		児童発達支援管理責任者	1574	
	保育所等訪問支援事業を行う施設	訪問支援員(保育士、児童指導員、心理指導担当者職員に限る)	1577	
		児童発達支援管理責任者	1574	
障害児相談支援事業	1- (10)	相談支援専門員	1581	
乳児院	児童指導員	2511		
	保育士	2512		
	個別対応職員	2513		
	家庭支援専門相談員	2514		
	里親支援専門相談員	2515		
指定発達支援医療機関 (肢体不自由児施設支援 重症心身障害児施設支援 国立高度専門医療研究センター及び独立 行政法人国立病院機構が設置する医療機 関であって厚生労働大臣が指定するもの)	★児童指導員(※2)	2451		
	★保育士(※3)	2452		
児童自立生活援助事業を行っている施設	2- (21)	相談援助業務を行っている専任の指導員	2531	
地域子育て支援拠点事業を行っている施設	2- (24)	相談援助業務を行っている専任の職員	2561	
利用者支援事業を行っている施設	2- (25)	相談援助業務を行っている専任の職員	2901	
児童デイサービス事業(障害児通園事業)	2- (12)	相談援助業務を行っている専任の職員(相談員)	2291	
その他 支援地域生活 障害児等療育支援事業を行っている施設	2- (36)	相談援助業務を行っている専任の職員	2441	

児童分野			施設・職種コード
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
その他	心身障害児総合通園センター 2-(20)	相談援助業務を行っている専任の職員	2521
	子育て短期支援事業(短期入所生活援助事業、夜間養護等事業) (乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、及び保育所等において実施する事業) 2-(22)	相談援助業務を行っている専任の職員	2541
	重症心身障害児(者)通園事業を行っている施設 2-(28)	★児童指導員(※2)	2581
		★保育士(※3)	2582
スクールソーシャルワーカー活用事業に基づく教育機関 2-(72)	スクールソーシャルワーカー	2741	
注意事項 (※1)「指導員」のうち、「介護等の業務を行う指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます) (※2)「児童指導員」のうち、保育士から継続して児童指導員となり、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます) (※3)「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます) (※4)「障害福祉サービス経験者」のうち、「介護等の業務を行う障害福祉サービス経験者」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます) なお、「障害福祉サービス経験者」とは、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、施設及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)第66条第1項第1号に定める障害福祉サービス経験者(高等学校の卒業生等であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者)をいい、「障害福祉サービス」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいいます。 ★印の職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者(期限付き介護福祉士登録者)が、経過措置期間に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行なおうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。			

高齢者分野			施設・職種コード
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
介護保険施設	指定介護老人福祉施設 (指定地域密着型 介護老人福祉施設を含む) 1-(22)	生活相談員	1011
		介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)	1012
	介護老人保健施設 1-(22)	支援相談員	1021
		相談指導員	1023
		介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)	1022
介護医療院 1-(22)	介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)	1611	
指定介護療養型医療施設 1-(22)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	1031	
介護保険法	地域包括支援センター 1-(23)	包括的支援事業に係る業務を行う職員(※5) (保健師、主任介護支援専門員等) (介護予防ケアマネジメント、総合相談支援事業、権利擁護業務、ケアマネジメント支援、認知症初期集中支援推進事業に限る)	1041
		指定特定施設入居者生活介護を行う施設 (指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設 指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設を含む) 2-(4)	生活相談員 計画作成担当者
	指定通所介護を行う施設 (基準該当通所介護を行う施設 指定地域密着型通所介護を行う施設 指定介護予防通所介護を行う施設 基準該当介護予防通所介護を行う施設 第一号通所事業を行う施設(※6) 指定認知症対応型通所介護を行う施設 指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設を含む) 2-(41)、2-(45)	生活相談員	2011
		生活指導員	2012
	指定短期入所生活介護を行う施設 (基準該当短期入所生活介護を行う施設 指定介護予防短期入所生活介護を行う施設 基準該当介護予防短期入所生活介護を行う施設を含む) 2-(41)	生活相談員	2051
		生活指導員	2052
	指定通所リハビリテーションを行う施設 (指定介護予防通所リハビリテーションを行う施設を含む) ※介護老人保健施設において実施されているものに限る 2-(42)	支援相談員	2091

高齢者分野			施設・職種 コード
施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種		
介護 保 険 法	指定短期入所療養介護を行う施設 (指定介護予防短期入所療養介護を行う施設を含む) ※介護老人保健施設において実施されているものに限る 2-(42)	支援相談員	2111
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う施設 2-(43)	オペレーター	2771
	指定夜間対応型訪問介護を行う施設 2-(44)	オペレーションセンター従業者	2781
	指定小規模多機能型居宅介護を行う施設 (指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行う施設を含む) 2-(46)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2151
	指定認知症対応型共同生活介護を行う施設 (指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設を含む) 2-(46)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2171
	指定複合型サービスを行う施設 2-(46)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2791
	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護を行う施設 2-(47)	生活相談員	2191
		介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2192
	居宅介護支援事業を行っている事業所 2-(48)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2201
	介護予防支援事業を行っている事業所 2-(49)	担当職員	2211
第一号介護予防支援事業を行っている事業所 2-(49)	担当職員	2911	
注意事項 (※5)「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。通知(原典)の内容を必ず確認してください。 (※6)「第一号通所事業」のうち、事業者指定を受けていないもの等は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。通知(原典)の内容を必ず確認してください。			

高齢者分野			施設・職種 コード
施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種		
老 人 福 祉 法	養護老人ホーム 1-(20)	生活相談員	1051
		生活指導員	1052
	特別養護老人ホーム (地域密着型特別養護老人ホームを含む) 1-(20)	生活相談員	1061
		生活指導員	1062
	軽費老人ホーム (軽費老人ホーム(A型、B型)、 ケアハウスを含む) 1-(20)	生活相談員	1071
		生活指導員	1072
	老人福祉センター (特A型、A型、B型) 1-(20)	相談・指導を行う職員	1081
	老人短期入所施設 1-(20)	生活相談員	1091
		生活指導員	1092
	老人デイサービスセンター 1-(20)	生活相談員	1101
生活指導員		1102	
老人介護支援センター (在宅介護支援センター) 1-(20)	相談援助業務を行っている職員	1111	
有料老人ホーム 2-(3)	生活相談員	2271	
そ の 他	高齢者総合相談センター 2-(8)	相談援助業務を行っている相談員	2281
	生活支援ハウス (高齢者生活福祉センター) 2-(50)	生活援助員	2251
	高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 (高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)、 多くの高齢者が居住する集合住宅等において 実施する事業) 2-(51)	相談援助業務を行っている生活援助員	2261
	サービス付き高齢者向け住宅 2-(52)	相談援助業務を行っている職員	2801

障害者分野			施設・職種コード	
施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種			
身体障害者福祉法	身体障害者更生相談所 1-(12)	身体障害者福祉司	1321	
		心理判定員	1322	
		職能判定員	1323	
		ケース・ワーカー	1324	
	身体障害者福祉センター (身体障害者福祉センター(A型、B型) 在宅障害者デイサービス施設 (身体障害者デイサービスセンター) 障害者更生センター) 1-(13)	身体障害者に関する相談に応ずる職員	1331	
点字図書館 2-(29)	相談援助業務を行っている職員	2321		
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健福祉センター 1-(14)	精神保健福祉相談員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1341	
		精神保健福祉士 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1342	
		精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1343	
知的障害者福祉法	知的障害者更生相談所 1-(19)	知的障害者福祉司	1351	
		心理判定員	1352	
		職能判定員	1353	
		ケース・ワーカー	1354	
障害者総合支援法	障害者支援施設 1-(24)	★生活支援員(※7)	1121	
		就労支援員	1122	
		サービス管理責任者	1123	
	地域活動支援センター 1-(25)	★指導員(※7)	1131	
	福祉ホーム 1-(26)	管理人	1141	
	身体障害者更生支援施設	身体障害者更生施設 (肢体不自由者更生施設 視覚障害者更生施設 聴覚・言語障害者更生施設 内部障害者更生施設) 2-(5)	★生活支援員(※7)	2831
			★生活指導員(※7)	2832
		身体障害者療護施設 2-(5)	★生活支援員(※7)	2841
			★生活指導員(※7)	2842
	身体障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所) 2-(5)	★生活支援員(※7)	2851	
		★生活指導員(※7)	2852	
	身体障害者福祉工場 2-(5)	★指導員(※7)	2861	
	精神障害者社会復帰施設	精神障害者生活訓練施設 2-(6)	精神保健福祉士	1191
			精神障害者社会復帰指導員	1192
		精神障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所) 2-(6)	精神保健福祉士	1201
			精神障害者社会復帰指導員	1202
		精神障害者福祉工場 2-(6)	精神保健福祉士	1211
	精神障害者福祉ホーム 2-(6)	精神障害者社会復帰指導員	1212	
	知的障害者援護施設	知的障害者更生施設 (入所、通所) 2-(7)	★生活支援員(※7)	1231
			★生活指導員(※7)	1232
知的障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所) 2-(7)		★生活支援員(※7)	1241	
		★生活指導員(※7)	1242	
知的障害者通勤寮 2-(7)		★生活支援員(※7)	1251	
	★生活指導員(※7)	1252		

障害者分野			施設・職種コード		
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種			
障害者総合支援法	障害福祉サービス事業	生活介護を行う施設 1-(27)	★生活支援員(※7) サービス管理責任者	1271 1272	
		自立訓練を行う施設 (機能訓練、生活訓練) 1-(27)	★生活支援員(※7) サービス管理責任者	1281 1282	
			就労移行支援を行う施設 (認定就労移行支援を含む) 1-(27)	★生活支援員(※7) 就労支援員 サービス管理責任者	1291 1292 1293
		就労継続支援を行う施設 (A型、B型) 1-(27)		★生活支援員(※7) サービス管理責任者	1301 1302
				就労定着支援を行う施設 1-(27)	就労定着支援員 サービス管理責任者
		自立生活援助を行う施設 1-(27)	地域生活支援員 サービス管理責任者		1631 1632
			一般相談支援事業所 1-(28)	相談支援専門員	1591
		特定相談支援事業所 1-(29)	相談支援専門員	1601	
		相談支援事業を行う施設 2-(34)	相談支援専門員	2871	
		注意事項			
		(※7)「生活支援員、生活指導員、指導員」のうち、「介護等の業務を行う生活支援員、生活指導員、指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)			
		★印の職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者(期限付き介護福祉士登録者)が、経過措置期間に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行なおうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。			

障害者分野			施設・職種コード	
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種		
障害者総合支援法	障害福祉サービス事業	療養介護を行う施設 2-(31)	相談援助業務を行っている職員	1261
		短期入所を行う施設 (身体障害者短期入所事業、 知的障害者短期入所事業を含む) 2-(31)	相談援助業務を行っている職員	2341
			重度障害者等包括支援を行う施設 2-(31)	相談援助業務を行っている職員
		共同生活介護を行う施設 2-(30)	相談援助業務を行っている職員	2361
		共同生活援助を行う施設 (精神障害者グループホーム、 知的障害者グループホームを含む) 2-(31)	相談援助業務を行っている職員	2371
	地域生活支援事業	身体障害者自立支援事業を行っている施設 2-(35)	相談援助業務を行っている職員	2381
		日中一時支援事業を行っている施設 2-(36)	相談援助業務を行っている職員	2391
		障害者相談支援事業を行っている施設 2-(36)	相談援助業務を行っている職員	2431
	園のぞみの	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設 「のぞみの園」 2-(14)	相談援助業務を行っている指導員	2301
			相談援助業務を行っているケースワーカー	2302
支援法 発達障害者	発達障害者支援センター 2-(64)	相談支援を担当する職員	2461	
		就労支援を担当する職員	2462	

障害者分野			施設・職種コード	
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種		
障害者の雇用の促進等に関する法律	広域障害者職業センター	2-(65)	障害者職業カウンセラー	2471
	地域障害者職業センター	2-(66)	障害者職業カウンセラー	2481
			職場適応援助者	2482
	障害者雇用支援センター	2-(68)	障害者の雇用の促進等に関する法律第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行う職員	2711
	障害者就業・生活支援センター	2-(70)	主任就業支援担当者	2501
			就業支援担当者	2502
生活支援担当職員			2503	
職業安定法	公共職業安定所	2-(71)	精神障害者雇用トータルサポーター	2981
			発達障害者雇用トータルサポーター	2982
その他	知的障害者福祉工場	2-(15)	相談援助業務を行っている指導員	2311
	聴覚障害者情報提供施設	2-(29)	相談援助業務を行っている職員	2331
	精神障害者地域移行支援特別対策事業を行っている施設	2-(37)	地域体制整備コーディネーター	2731
			地域移行推進員	2732
	精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行っている施設	2-(38)	地域体制整備コーディネーター	2811
			地域移行推進員	2812
	精神障害者アウトリーチ推進事業を行っている施設	2-(39)	相談援助業務を行っている職員 (医師、保健師、看護師、作業療法士その他) (医療法に規定する病院として必要な職員を除く)	2821
	アウトリーチ事業を行っている施設	2-(40)	相談援助業務を行っている職員 (医師、保健師、看護師、作業療法士その他) (医療法に規定する病院として必要な職員を除く)	2881
第1号職場適応援助者助成金受給資格認定法人	2-(67)	第1号職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、ジョブコーチ支援を行っている者	2491	
訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	2-(69)	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、ジョブコーチ支援を行っている者	2921	

その他の分野			施設・職種コード	
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種		
地域保健法	保健所	1-(1)	精神保健福祉相談員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1511
			精神保健福祉士 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1512
			精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1513
医療法	病院・診療所	1-(11)	相談員 (医療ソーシャルワーカー等) 次のアからエまでのすべての相談援助業務を行っている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動	1521
			退院後生活環境相談員	1522

その他の分野			施設・職種 コード	
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種		
生活保護法	救護施設	1-(15)	生活指導員	1491
	更生施設	1-(15)	生活指導員	1501
	授産施設	2-(1)	指導員（作業指導員、職業指導員を除く）	2591
	宿所提供施設	2-(1)	指導員（作業指導員、職業指導員を除く）	2601
	被保護者就労支援事業を行っている事業所	2-(63)	就労支援員	2931
生活困窮者自立支援法	自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関		主任相談支援員	2941
			相談支援員	2942
	家計相談支援事業を行っている事業所		就労支援員	2943
		2-(62)	家計相談支援員	2944
社会福祉法	福祉事務所		査察指導員（指導監督を行う職員）	1471
			身体障害者福祉司（指導監督を行う職員）	1472
			知的障害者福祉司（指導監督を行う職員）	1473
			老人福祉指導主事（指導監督を行う職員）	1474
			現業員・ケースワーカー	1481
			家庭児童福祉主事	1482
			家庭相談員	1483
			面接相談員	1484
			婦人相談員	1485
			母子・父子自立支援員、母子相談員	1486
		「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1の3（1）に規定する就労支援事業に従事する就労支援員	1487	
	1-(16)	生活保護法第55条の6第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員	1488	
	隣保館	2-(9)	相談援助業務を行っている指導職員	2611
都道府県社会福祉協議会 日常生活自立支援事業 （安心生活基盤構築事業）	2-(10)	専門員	2621	
市（特別区を含む）町村社会福祉協議会		福祉活動専門員	2631	
	2-(11)	相談援助業務を行っている職員 〔主として高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、児童その他要援護者に対するものに限る。〕	2632	
売春防止法	婦人相談所		相談指導員	1531
			判定員（心理・職能判定員）	1532
	1-(17)	婦人相談員	1533	
婦人保護施設	1-(18)	生活指導員（入所者を指導する職員）	1541	
母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子・父子福祉センター	1-(21)	母子及び父子の相談を行う職員、 母子相談員（母子の相談を行う職員）	1551
刑事収容施設法	刑事施設		刑務官	5011
			法務教官	5012
			法務技官（心理）	5013
		2-(16)	福祉専門官	5014

その他の分野			施設・職種 コード
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
少年 院法	少年院	法務教官	5021
		法務技官(心理)	5022
		2-(16) 福祉専門官	5023
鑑別 所法	少年鑑別所	法務教官	5031
		2-(16) 法務技官(心理)	5032
更生 保 護 法	地方更生保護委員会	2-(17) 保護観察官	2641
	保護観察所	2-(17) 保護観察官	2651
更生 保 護 事 業 法	更生保護施設	補導主任	2661
		2-(18) 補導員	2662
補償 保 険 法	労災特別介護施設	2-(19) 相談援助業務を行っている指導員	2671
そ の 他	母子家庭等就業・自立支援センター事業、 一般市等就業・自立支援事業を行なっている施設	2-(23) 相談援助業務を行なっている相談員	2721
	母子・父子自立支援プログラム策定事業	2-(26) 母子・父子自立支援プログラム策定員	5041
	就業支援専門員配置等事業	2-(27) 就業支援専門員	5051
	地域福祉センター	2-(53) 相談援助業務を行っている職員	2681
	就労支援事業を行っている事業所 〔自立支援プログラム策定実施推進事業〕 〔実施要領に規定する事業〕	2-(54) 就労支援員	2951
	ひきこもり地域支援センター	2-(55) ひきこもり支援コーディネーター	2751
	地域生活定着支援センター	2-(56) 相談援助業務を行っている職員	2761
	ホームレス総合相談推進業務を行っている 事業所	2-(57) 相談援助業務を行っている相談員	2691
	ホームレス自立支援センター	2-(58) 生活相談指導員	2701
	東日本大震災の被災者に対する相談援助業 務を実施する事業所	2-(59) 相談援助業務を行っている職員	2961
	熊本地震の被災者に対する相談援助業 務を実施する事業所	2-(60) 相談援助業務を行っている職員	2971
	自立相談支援機関(自立相談支援モデル事業) 家計相談支援モデル事業を行っている事業所	主任相談支援員	2891
		相談支援員	2892
		就労支援員	2893
2-(61) 家計相談支援員		2894	
厚生労働大臣が個別に認めた施設	2-(73) 相談援助業務を行っている専任の相談員	9999	

※上記「指定施設等における相談援助の業務の範囲」に具体的に示されたもの以外の施設で、福祉に関する相談援助の業務を行っている専任の相談員は、厚生労働大臣が個別に認める場合があります。(コード**9999**)。

※以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は、社会福祉士の受験に必要な実務経験の対象となります。

施設・事業種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
重度身体障害者更生援護施設	生活支援員	3011
	生活指導員	3012
身体障害者福祉ホーム	管理人	3021
精神障害者地域生活支援センター	精神保健福祉士	3031
	精神障害者社会復帰指導員	3032
経過的精神障害者地域生活支援センター事業を行っている施設（障害者自立支援法地域生活支援事業）〔平成18年10月～19年3月〕	相談援助業務を行っている職員	3171
精神障害者退院促進支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	3181
知的障害者デイサービスセンター	指導員	3041
	生活指導員	3043
	相談援助業務を行っている職員	3042
知的障害者福祉ホーム	管理人	3051
身体障害者相談支援事業（市町村障害者生活支援事業） 〔身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉センター、身体障害者デイサービスセンター等において実施する事業〕 障害児相談支援事業、知的障害者相談支援事業（療育等支援施設事業） 〔知的障害児施設、知的障害児通園施設、自閉症児施設、盲ろうあ児施設難聴幼児通園施設肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設、肢体不自由児通園施設、重症心身障害児施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設において実施する事業〕	相談援助業務を行っている職員	3061
障害者デイサービスを行う施設（障害者自立支援法障害福祉サービス事業）〔身体障害者デイサービス事業、知的障害者デイサービス事業を含む〕	相談援助業務を行っている職員	3071
経過的デイサービス事業を行っている施設（障害者自立支援法地域生活支援事業）〔平成18年10月～19年3月〕	相談援助業務を行っている職員	3191
「障害者110番」運営事業を行っている施設	相談援助業務を行っている相談員	3081
知的障害者生活支援事業 〔知的障害者通勤寮、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、障害者能力開発施設において実施する事業〕	相談援助業務を行っている職員	3091
高齢者住宅等安心確保事業 〔高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）高齢者向け優良賃貸住宅、高齢者門滑入居賃貸住宅（登録住宅）等において実施する事業〕 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業（高齢者世話付住宅において実施する事業）	生活援助員	3101
家庭支援電話相談（子ども・家庭110番）事業（中央児童相談所において実施する事業）	電話相談員	3111
ヴェトナム難民収容施設（日本赤十字社が設置するもの）	相談援助業務を行っている指導員	3121
子ども家庭相談事業 〔児童センター、市に設置された児童館において実施する事業〕	相談援助業務を行っている相談員	3131
乳幼児健全育成相談事業（保育所、乳児院において実施する事業）	相談援助業務を行っている相談員	3141
すこやかテレホン事業（青少年相談センターにおいて実施する事業）	相談援助業務を行っている相談員	3151
知的障害者専門相談（法的助言・相談）事業（都道府県・指定都市等において実施する事業）	相談援助業務を行っている相談員	3161
地域子育て支援センター事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	3201

個人情報の取扱いについて

■個人情報の利用目的

皆様からご提供いただいた個人情報は、入学試験のため利用させていただきます。また、入学決定者の情報は学生管理の情報として利用します。

■個人情報の第三者への提供

国際医療看護福祉大学校は、ご提供いただいた個人情報を以下の場合を除き、ご本人の承諾なしに第三者（業務委託先を除く）に開示いたしません。

- 各種教育ローンを希望する場合の提携金融機関への一切の連絡

■個人情報の委託

国際医療看護福祉大学校は、外部の企業に個人情報のデータ処理を委託することがあります。

■個人情報の共同利用

国際医療看護福祉大学校は、下記の法人間において個人情報のデータを共同利用することがあります。

- 共同利用の範囲／FSGカレッジリーグ ※注1
- 共同利用する情報の種類／氏名・住所・電話番号・性別・当校への資料請求履歴
- 情報管理の責任者／国際医療看護福祉大学校の下記お問合せ窓口

■個人情報提供の任意性

国際医療看護福祉大学校は、入学願書等の入学試験に必要な書類を提出していただくにあたり、個人を識別するために氏名・住所・電話番号などをお聞きします。また個人の属性に関する情報（年齢など）をお聞きする場合があります。原則該当する項目への記入をお願いします。特定の必要項目に記入していただかないと入学試験を受験できない場合がありますので、ご注意ください。

■個人情報の正確性

国際医療看護福祉大学校は、ご提供いただいた個人情報を正確にデータ処理するよう努めます。

■個人情報の開示・訂正・削除

個人情報は原則として本人に限り、開示・訂正・削除を求めることができます。具体的な方法は記載されている連絡先にお問合せください。

■本人確認について

国際医療看護福祉大学校は、個人情報の開示・訂正・削除の求めに応じる場合、個人を識別できる情報（氏名・住所・電話番号・生年月日・メールアドレスなど）により、本人であることを確認します。本人以外が個人を識別できる情報を入手し使用した場合、国際医療看護福祉大学校は責任を負いません。

■個人情報保護管理

記載していただいた個人情報は、下記の者が責任を持って管理いたします。

国際医療看護福祉大学校 個人情報保護管理者 佐藤本実

■問合せ先

国際医療看護福祉大学校の個人情報管理に関する質問は、上記の個人情報保護管理者にご連絡ください。

※10時00分～12時00分・13時30分～17時00分（土曜・日曜・祝日及び国際医療看護福祉大学校の休校日は除く）

国際医療看護福祉大学校 ☎0800-800-0891

※1 FSGカレッジリーグ（6校）

国際医療看護福祉大学校、国際ビジネス公務員大学校、国際アート&デザイン大学校、国際情報工科自動車大学校
国際ビューティファッション・製菓大学校、FSG高等部

受付No.

受付日

国際医療看護福祉大学校 社会福祉士科通信課程

入学願書

(願書写真貼付欄)

カラー撮影
 正面上半身
 脱帽
 出願前3カ月以内
 4.5cm×3.5cm

写真の裏面に氏名を
 記入してください。

出願区分	<input type="checkbox"/> 推薦	<input type="checkbox"/> 一般		
フリガナ	(氏)	(名)		
氏名				
性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日 西暦 年 月 日 (歳)		
現住所 <small>都道府県名から記入すること</small>	〒□□□□-□□□□			
	自宅電話 - -	携帯電話 - -		
現住所以外の 連絡先 <small>(緊急用)</small>	〒□□□□-□□□□			
	TEL - -			
Eメール アドレス	(携帯)	(PC)		
勤務先	法人名	事業所名		
	所在地	〒□□□□-□□□□		
学歴	中学校	立 中学校	西暦 年 月 卒業	
	高等学校 ※1	立 高等学校 科	西暦 年 月 <input type="checkbox"/> 卒業見込 <input type="checkbox"/> 卒業	
	大学 短期大学 専門学校 ※2	<input type="checkbox"/> 大 学 <input type="checkbox"/> 短 大 <input type="checkbox"/> 専門学校	<input type="checkbox"/> 学 部 <input type="checkbox"/> 学 科 <input type="checkbox"/> 科	西暦 年 月 <input type="checkbox"/> 卒業見込 <input type="checkbox"/> 卒業
	大学入学 資格検定 ※3	取得年月 西暦 年 月	証書番号	
取得資格 <small>(保健・医療・福祉関係) ※4</small>	取得年月	取得資格		
	西暦 年 月			
	西暦 年 月			
西暦 年 月				

※1、※2、※3は該当者のみ記入してください。※4 取得資格が3つ以上ある方は、主な資格をご記入ください。

該当する 入学要件	<input type="checkbox"/> 4年制大学を卒業した者(1年以上相談援助の業務に従事したことはありますか? <input type="checkbox"/> あり・ <input type="checkbox"/> なし) <input type="checkbox"/> 修業年限3年の短期大学を卒業+1年以上相談援助の業務に従事した者 <input type="checkbox"/> 修業年限2年の短期大学または高等専門学校を卒業+2年以上相談援助の業務に従事した者 <input type="checkbox"/> 指定施設で4年以上相談援助の業務に従事した者
--------------	--

国際医療看護福祉大学校 学校長様	西暦 年 月 日
私は、貴学に入学したいので、関係書類を添えて出願いたします。 記載事項は事実かつ正確であることを誓います。	志願者氏名 印

実務経験申告書

法人名		施設種類		<input type="checkbox"/> 退職	
施設名		職種		<input type="checkbox"/> 従業中	
従業期間	始期 西暦	年 月 日	～ 終期 西暦	年 月 日	年 月

法人名		施設種類		<input type="checkbox"/> 退職	
施設名		職種		<input type="checkbox"/> 従業中	
従業期間	始期 西暦	年 月 日	～ 終期 西暦	年 月 日	年 月

法人名		施設種類		<input type="checkbox"/> 退職	
施設名		職種		<input type="checkbox"/> 従業中	
従業期間	始期 西暦	年 月 日	～ 終期 西暦	年 月 日	年 月

法人名		施設種類		<input type="checkbox"/> 退職	
施設名		職種		<input type="checkbox"/> 従業中	
従業期間	始期 西暦	年 月 日	～ 終期 西暦	年 月 日	年 月

法人名		施設種類		<input type="checkbox"/> 退職	
施設名		職種		<input type="checkbox"/> 従業中	
従業期間	始期 西暦	年 月 日	～ 終期 西暦	年 月 日	年 月

従業期間 計 …①

休業期間	始期 西暦	年 月 日	～ 終期 西暦	年 月 日
	始期 西暦	年 月 日	～ 終期 西暦	年 月 日
	始期 西暦	年 月 日	～ 終期 西暦	年 月 日
	始期 西暦	年 月 日	～ 終期 西暦	年 月 日
	始期 西暦	年 月 日	～ 終期 西暦	年 月 日

休業期間 計 …②

実従業期間 …①-②

※社会福祉士国家試験の受験資格に係る相談援助業務に従事した実績をすべて記入してください。

※施設種類、職種は別紙「施設・職種コード (P11～)」に記載されたとおりに記入してください。

※現在従業中の場合、終期は記入日してください。

※法人名・施設名を略さず、正式名称で記入してください。なお現在の名称と異なる場合は、旧名称も併せて記入してください。

※産前産後、育児、介護休暇の期間を休業期間に記入してください。

※出願時に必要な従業期間に満たず、該当年度末までに従業期間を満たす方は不足期間分の実務経験証明書の再提出が必要です。

※「実務経験証明書」と記載内容が一致する必要があります。

実務経験(見込)証明書

(証明書作成日) 西暦 年 月 日

国際医療看護福祉大学校

学校長様

自署の箇所がある場合や施設等の法人印または公印がない場合は無効となります

法人の名称			法人格コード
所在地	〒□□□-□□□□		職印
電話番号	- -		
代表者	(役職)	(氏名)	認印
証明書作成者	(所属・役職等)	(氏名)	

次の者は、以下のとおり、社会福祉士国家試験の受験資格に係る相談援助の業務に従事した(従事する見込みである)ことを証明します。

フリガナ			生年月日	西暦	年	月	日生
氏名							
施設・事業所・機関の名称							
施設(事業)等種							施設・職種コード
職種 (受験資格該当職名)							
従業期間	始期 西暦	年	月	日	～		
	終期 西暦	年	月	日	迄	<input type="checkbox"/> 退職	<input type="checkbox"/> 従業中
休業期間	始期 西暦	年	月	日	～	終期 西暦	年 月 日
	始期 西暦	年	月	日	～	終期 西暦	年 月 日

本証明書に、不実または錯誤した内容の記載が認められた場合は、入学や国家試験受験資格、登録が取り消されることがあります。

— 記入の際は裏面の注意事項をご覧ください —

下記に該当する方は、実務経験期間として、それぞれの業務内容の条件を満たしていることが必要です。

●病院・診療所・施設職員の方

専任で次のアからエまでの業務をすべて行っていることが必要です。

- ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助
- イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助
- ウ 患者の社会復帰に係る相談援助
- エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動

●市(区)町村社会福祉協議会職員の方 ※ただし、市(区)町村社会福祉協議会が運営する施設等の職員である場合を除きます。

専任で下記の業務を行っていることが必要です。

主として高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、児童その他の要援護者に対する相談援助業務

記載時の注意点

※実務経験証明書を作成する際は、別紙「施設・職種コード(P11～)」を参照して施設種類・職種・コードをよく確認し、間違いのないよう作成してください。

※「従業期間」欄は、実務経験の対象となる施設等及び職種で従業していた期間を算定してください。

※現在 従業中の場合、「従業期間」の「終期」は記入日にしてください。

※産前産後休暇、育児休暇、介護休暇の期間は従業期間に含まれません。休業期間として記入してください。

※記載内容を訂正する場合は、必ず証明権限を有する代表者の印で訂正してください。修正テープ等で訂正したものは、証明書として無効となります。

※1か所の実務経験では従業期間が不足する場合でも、過去に実務経験の対象となる実務経験があり、その実務経験を合算することで入学資格を満たせば出願申し込みができます。この場合には、実務経験ごとに、それぞれの勤務先で作成された実務経験証明書が必要となります。

用紙が不足する場合は、この用紙をコピーしてご使用ください。

※施設・事業所・機関の廃業等により実務経験証明書の提出が困難な場合には、個別に本校へお問い合わせください。

※出願時に実務経験期間の入学資格を満たさない方は、開講式前までに従業期間を満たした実務経験証明書を改めて提出していただきます。

法人格コード

実務経験証明書の「法人格コード」欄には、次のうち該当する「コード」を記入してください。

法人格(運営主体)	コード
国・地方公共団体等の公的機関	01
社会福祉法人、(一般・公益)財団・社団法人、宗教法人、独立行政法人、学校法人等の非営利法人	02
医療法人等、病院・診療所を開設する法人及び個人	03
株式会社、有限会社等の営利法人	04
持定非営利活動法人(NPO法人)	05
生活協同組合、農業協同組合、企業組合等の協同組合	06
その他(法人格を持たない任意団体を含む)	07
人材派遣会社 ※派遣先である運営主体でも、派遣元である人材派遣会社でも証明可能です。 (運営主体が証明できない場合は、人材派遣会社が証明してください)	08

施設代表者推薦書

国際医療看護福祉大学校
学校長様

西暦 年 月 日

志願者名

生年月日 西暦 年 月 日

下記の者を貴校の入学者として適当と認め、推薦いたします。

所在地

法人名

施設名

代表者

印

※現在勤務している施設の推薦に限ります。

入学選考料 振込受付証明書 貼付票

社会福祉士科通信課程	フリガナ
	氏名 様

入学選考料振込受付証明書 貼付欄

振込用紙を使用し、入学選考料10,000円をお振込みください。

(A) 振込受付証明書をここに剥がれないようにしっかりと糊付けしてください。

※ATMを利用してお振込をした場合は振込を証明する利用明細の原本をここに剥がれないようにしっかりと糊付けしてください。

※ATMでお振込の場合、振込人名は「13」と入力後、出願者氏名を入力してください。

郵便はがき

□	□	□	□	□	□	□
---	---	---	---	---	---	---

切手を貼ってください

住所

氏名 様

重要

国際医療看護福祉大学校
社会福祉士科通信課程〒963-8811 福島県郡山市方八町2丁目4番10号
i-medical ANNEX
☎ 0800-800-0891

D

願書受付票

受付日 西暦 年 月 日(曜日)

受付番号	
------	--

選考日 西暦 年 月 日(曜日)

選考結果発表日 西暦 年 月 日(曜日)

選考結果は上記発表日に本人宛に郵送いたします。

※選考結果発表日の午後から本校ホームページで受付番号を入力することにより、選考結果を確認いただけます。

※電話での選考結果のお問合せは受付いたしません。

切取線

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

500

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

600

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

700

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

800

入学選考料 振込用紙

振込方法

出願前に入学選考料10,000円を下記の方法で納入してください。

- 振込手数料は出願者の負担となります。
- 理由のいかんを問わず、一旦納入された入学選考料は返金できませんのでご了承ください。

金融機関窓口でお振込みの場合

- 専用振込用紙の太枠内を記入後、(A)(B)(C)を切り離さずに金融機関(ゆうちょ銀行は不可)窓口を持参し、入学選考料を納入してください。
- 納入後、金融機関受付押印済みの「(A)振込受付証明書」を、「入学選考料 振込受付証明書貼付票」に貼付してご提出ください。「(B)振込金領収書」は出願者が保管してください。

ATMでお振込みの場合

- 振込人名は「13」と入力後、**出願者の氏名**を入力してください。振込先は下記の通りです。
- 納入後、振込の確認ができる利用明細の原本を、「入学選考料 振込受付証明書貼付票」に貼付してご提出ください。
- 利用明細の原本を提出していただくため、利用明細をコピーし、出願者が保管してください。

※右記の専用振込用紙は使用しないため、金融機関の受付印・収納印は不要です。

振込先 東邦銀行 郡山営業部
 預金種目 普通預金
 口座番号 2383670
 受取人名 学校法人 国際総合学園
 国際医療看護福祉大学校
 ガク)コクサイソウゴウガクエン
 コクサイリョウカンゴフクシ
 ダイガッコウ

(A) 振込受付証明書 (出願書類提出用)

金額	西暦 年 月 日	¥10000
受取人	学校法人 国際総合学園 国際医療看護福祉大学校	
振込先銀行	東邦銀行 郡山営業部	
預金種目	普通預金	
口座番号	2383670	
フリガナ	13	
出願者氏名		
志望学科	社会福祉士科通信課程	

(取扱店) 店

金融機関受付印

※ATMでの振込の場合は、金融機関の受付印は不要です。
 ※出願書類の所定箇所に貼り付け提出してください。
 (取扱店→ご依頼人→学校)

(B) 振込金領収書 (出願者控)

金額	西暦 年 月 日	¥10000
振込手数料		
受取人	学校法人 国際総合学園 国際医療看護福祉大学校	
振込先銀行	東邦銀行 郡山営業部	
預金種目	普通預金	
口座番号	2383670	
フリガナ	13	
出願者氏名		
志望学科	社会福祉士科通信課程	

上記の通り振込金として領収いたしました。
 (取扱店) 店

収納印または振込印

収入紙

※ATMでの振込の場合は、金融機関の収納印は不要です。
 (取扱店→ご依頼人)

(C) 振込依頼書

西暦 年 月 日	金額	¥10000
振込先銀行	東邦銀行 郡山営業部	
預金種目	普通預金	
口座番号	2383670	
受取人	学校法人 国際総合学園 国際医療看護福祉大学校	
受取人住所	〒963-8811 福島県郡山市方町2丁目4番10号 i-medical ANNEX TEL 024-973-5679	
出願者(依頼人) 氏名	フリガナ	13
住所	漢字	
	〒	
	TEL	

振込手数料 依頼人負担

1. 収納
2. 別納
3. 後納

◎各欄の太線の中だけボールペンで記入ください。

金融機関へのお願い

- (A)・(B)・(C)の各票に受付印・収納印を押印の上、
- (A)・(B)をご依頼人へお渡しください。

※ATMでの振込の場合は、金融機関の収納印は不要です。

(取扱店保管)